

27. 10. 30

佐倉市

教育センターだより

Vol.37

平成27年10月30日発行／佐倉市教育センター／TEL. 043 (486) 2400 http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/13-6-0-0-0_6.html

強い人間になりたいものです！

佐倉市教育センター所長 真下 誠

すっかり秋めいて、朝晩は、冷え込む季節となりました。睡眠も夏場に比べ思いのほか深いような気がします。スズムシやコオロギの虫の音にいやされている方もいることと思います。

佐倉市では佐倉教育ビジョン(平成23年度～平成32年度)を策定し、本年度は、佐倉教育ビジョン推進計画の前期(平成23年度～平成27年度)の最終年度となり、来年度から後期推進計画がスタートします。前期推進計画は、現在、それぞれの事業を評価し、改善のためのよりよい方策を後期推進計画に取り入れている最中です。佐倉教育ビジョンにおいて、佐倉市教育センター関連の重点事業として、「学習状況調査の実施」、「道徳副読本『佐倉の道徳』の活用」、「特別支援教育の推進」、「教育相談の充実」の4事業、通常事業として、「教育センター等報告会の実施」、「学校図書館教育の推進」の2事業があります。どれも学校現場と密接に関連している事業です。厳密に評価し、適切に改善をしていきます。

現在、教育関係では、道徳の教科化、小学校での英語の教科化、文部科学大臣が中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準の在り方について」を諮問、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業実践、ICTの利活用、グローバル化に対応した国際教育の推進など課題が山積しています。学校現場が大きく変わろうとしているように思います。教育には、「不易」と「流行」があるといわれていますが、私の中では「流行」の部分が大きく変わるような感覚です。これからの社会は先行き不透明で、今の子どもたちが就くことになる職業の在り方についても、現在とは大きく変わると言われています。まさに、社会が激しく変化していくことが予想されます。上述した「流行」は、それに対応したものと言えるのかもしれませんが、先行き不透明な社会で、また、今では予想もできない課題に直面するであろう子どもたちがしっかりと自分の役割を果たせるように、われわれ教育関係者は研鑽を積んで、進化していきたいものです。

さて、今回は、強い人間について考えてみたいと思います。強い人間とは、もちろん、腕力があって喧嘩が強いという意味ではありません。精神がしっかりしている、容易に屈しないという意味での強さです。私は仕事柄、子どもの卒業に際して寄せ書きを頼まれたり、卒業に向けて言葉を書いたりすることがあります。そんなときは、「順境のときは人にやさしくなれるが、逆境のときはなかなか人にやさしくできない。逆境のときにこそ、人にやさしくできる強い人間に私はなりたい。」と記すようにしています。

現実には、私は強い人間になれていません。自分の感情にどうしても言動が左右されてしまいます。感情をセルフコントロールできないでいます。仕事や学業がうまくいっている時は、忙しいとは思っているものの、心にゆとりがあり、友だちにやさしくなれたり、積極的に人と関わりがもてたりする経験は、読者の皆様にもあるのではないのでしょうか。しかし、自分の気持ちが滅入っているときは、いつも通り人と接することができなかつたり、言葉数が少なくなつたりするようなこともあるのではないのでしょうか。しかし、逆境のときも仕事は待ってくれません。感情をセルフコントロールし、目の前の仕事をこなしていかなければならないのです。人は逆境の経験値を重ねるなかで、人それぞれの方法でうまく自分の感情をコントロールし、または、自分の感情と折り合いをつけて乗り切っているのかもしれませんが、ストレスとうまく付き合っ、自分なりのストレス解消法を見つけ、なかなか難しいことではありますが、子どもの前では強い人間でありたいものです。

今回の号は、本年4月21日(火)に実施した全国学力・学習状況調査の結果についての考察、8月に実施した教育相談基礎講座、読書推進活動、特別支援教育、そして、来年4月1日から施行される障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)について取り上げました。ぜひ目を通していただき、何かしら吸収してもらえれば幸いです。

夏の研修会報告

今年の夏も、教育センター主催で行った多くの研修会で先生方が研鑽を積まれましたので、研修の様子についてご報告するとともに、先生方の指導に生かせる内容をご紹介します。

特別支援教育支援員研修会

今年度は、千葉県教育庁北総教育事務所鈴木直人指導主事をお招きし、「特別な支援を必要とする児童生徒の理解について」というテーマで、学校生活で学習面や生活面において困難さを持つ子どもの気持ちを味わう疑似体験や、具体的な対応方法についてグループ協議を行いました。

講師の先生より

- 口頭による指示は3つまでが限界。「声かけは、ていねいに、明瞭に、短く。」
- 感覚の過敏さに配慮した支援を心がける。
- 問題行動の背景にある要因を理解する。
- 情報は視覚化することで伝わりやすくなる。
- 着眼点を焦点化させることで集中・理解しやすくなる。

この研修を通して、困難さを持つ児童生徒への対応は、個の実態により多様であるが、多くの子どもにとって「視覚化・焦点化する」ことが有効であることを再認識しました。

支援員の方々が支援にあたる子どもたちの課題は多岐にわたります。各校においては、特別支援教育支援員が子どもたちの対応に悩まないよう、日ごろから連携体制をお願いします。

特別支援学級担当者研修会

今年度は、井野中学校の若狭志津子先生による「特別な支援を要する生徒へのケース会議」と佐倉小学校の大久保千香先生による「国語科の指導実践」の報告をしていただきました。

また、昨年度同様に、乳幼児から就学前までの発達のご案内になる子どもの支援にあたる、療育機関の施設参観を取入れた研修を実施しました。

佐倉小学校大久保先生による実践発表の一場面



1～6年生までの子どもが共通で取り組める読み教材や学習カード等の紹介、1ヶ月単位で毎日パターン化して行う学習方法は、特別支援学級担任が自校で行う取組のヒントになりました。

「佐倉市さくらんぼ園」管理者須藤さんの講話



特別な支援が必要な子どもの「困難さ」は、少しずつ形を変えながらも継続的にあるものです。今回の参観や須藤さんのお話を伺い、改めて保護者に寄り添うことや、適切な支援を引き継いでいくことの大切さを学びました。

教育相談基礎講座

教育センターでは、教育相談の理論と技法の習得、そして児童生徒のもつさまざまな問題解決に向けた指導力の育成を目指し、毎年「教育相談基礎講座」を開講しています。

今年度は18名の先生方が受講されました。全7講座の中から、1講座の内容をご紹介します。手軽にできる手法ですので、各校で事例研修を行う際にご活用ください。

「インシデントプロセスによる事例研修」から（講師：根郷中学校大越秀行先生）

（検討会の流れ）

項目	時間	活動内容	ポイント
進め方の説明	5分	現在の状況で有効な支援を見つける。	具体的な支援策を見つける。
事例提供	5分	主訴（対象の児童生徒が抱えている重大な困難さ）の確認	簡潔に事実を述べる。
情報収集	10分	1問1答での情報を収集する。	簡潔な質疑応答。同じ質問はしない。批判するような発言はしない。
個人検討	5分	得られた情報から、効果のある支援・関わり方を考える	ワークシートの活用もあり。
グループ検討	20分	個人での意見をグループ内で発表する。グループでとしての具体的な支援策を模造紙にまとめる。	全員が発言できるようにする。現在の支援の問題点にはふれない。
全体検討	10分	グループで検討した結果をまとめたものを簡潔に発表する。	支援策は具体的で実行可能なものとする。
まとめ	5分	事例提供者が感想を述べる。	

（具体的な進め方のルール）

〈事例提供者〉

- ①事前の資料配付は必要なし。主訴は1つに絞る。
- ②聞かれた質問の事実をありのままに述べる。
- ③憶測や感想を交えない。

〈参加者〉

- ①事実に関する具体的な質問をする。
- ②事例提供者の努力不足や指導方法の非難はしない。
- ③憶測や感想を交えない。



【課題解決に向けてのグループ協議】



【付箋を用いたまとめ】（整理しやすい）

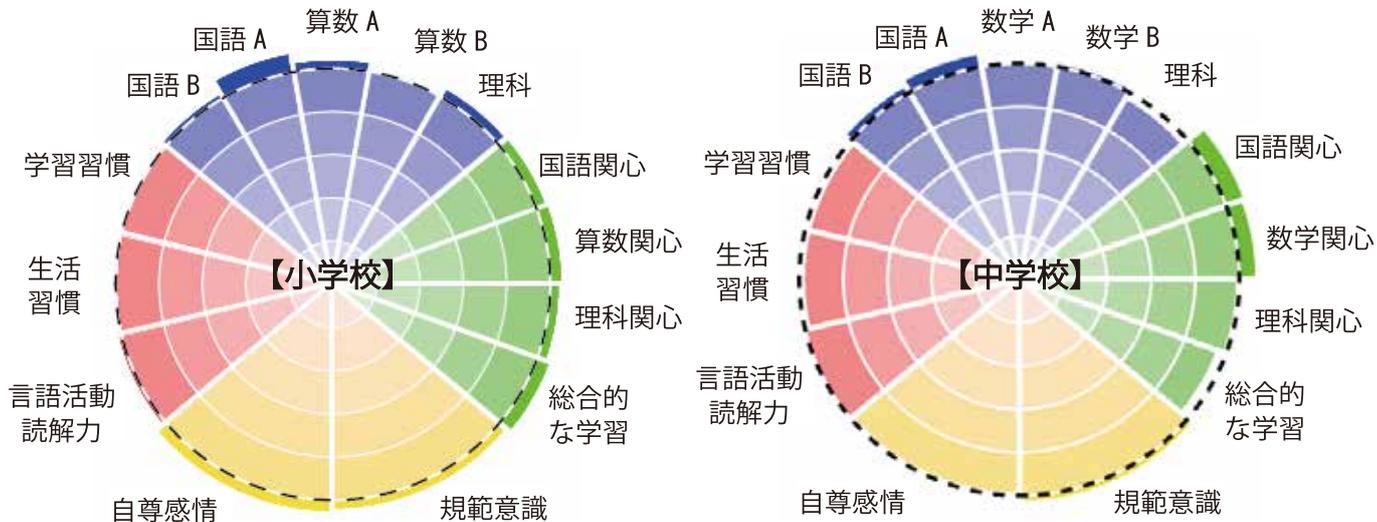
いじめや不登校、問題行動、発達に関する問題など、子どもたちが抱える問題は、深刻かつ多岐にわたります。問題の早期解決を図るためには、一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが必要です。たくさんの先生方が教育相談の手法を習得され、実践に生かすことで、子どもたちへの理解を深めていただけたら幸いです。

平成27年度 全国学力・学習状況調査

～学力調査・意識調査の結果と分析～

【学力調査・意識調査の結果チャート(全国比較)】

※点線が基準（全国平均）を表している



佐倉市児童生徒の傾向

健全に成長しており、必要な学力が概ね身に付いている

- 佐倉市全体の学力は、国語を中心に全国・県と同程度もしくは上回っており、概ね良好である。
- 各教科の学習が「好き」「大切だと思う」「将来役に立つ」と考え、意欲的に学習に取り組んでいる。
- 自尊感情や規範意識が比較的高く、落ち着きがあり充実した学校生活を送っている。
- 朝読書を中心とした読書活動の充実により、読書好きな児童・生徒が育っている。

「読書が好き」と回答した児童生徒の割合：小学校 77.0%（全国比+4.2P）・中学校 76.9%（+9.0P）

- △授業のまとめ方を工夫したり、振り返りを積み重ねたりして、学習内容の定着を図ることに課題がある。
- △子どもが主体となった課題解決型の学習（アクティブラーニング）をより一層推進していく必要がある。

【教科別にみた課題と改善のヒント】 算数・数学B問題

設問番号	問題の内容と出題の趣旨	正答率
小算	1 (3) 根拠を基に図形の性質を記述する。	28.5%
	5 (1) 分割された二つの図形の面積が等しい理由を説明する。	13.3%
中数	1 (3) 事象を式の意味に即して解釈し、数学的に説明する。	11.4%
	5 (2) 資料の傾向を的確に捉え、判断の理由を説明する。	22.5%

図形の性質を用いて説明することや、事象に即して解釈し数学的な表現を用いて説明することに課題がある。

- ①授業における発問の質を高め、事柄が成り立つ理由等を説明する活動を充実させていく。
- ②児童生徒が、自ら目的をもって見通しを立てたり、結果を振り返ったりできるような指導を行う。

【教科別にみた課題と改善のヒント】 中学校理科

設問番号	問題の内容と出題の趣旨	正答率
中理	2 (3) 雲の成因についての他者の考えを、複数の資料を関連付けながら検討して改善する。	13.2%
	6 (1) 「音の高さが空気の部分の長さに関係している」という仮説が正しい場合に得られる結果を予想する。	28.1%

複数の資料を関連付けて考察が正しいかどうかを検討することや、仮設の妥当性について検証することに課題がある。

- ①授業の中で、予想と結果を比較する場面や考察が課題に正対しているか確認する場面を設定する。
- ②生徒が疑問や興味・関心を基に自ら課題を設定し、見通しを持って課題研究に取り組むように指導する。

「読書の秋」～読書活動の推進を～

児童生徒の読書活動の推進についていわれている今、4月に行われた全国学力・学習状況調査でも読書に関する意識調査がありました。児童生徒の読書に関する意識や佐倉市の学校図書館の活用状況について、各調査から分析しました。

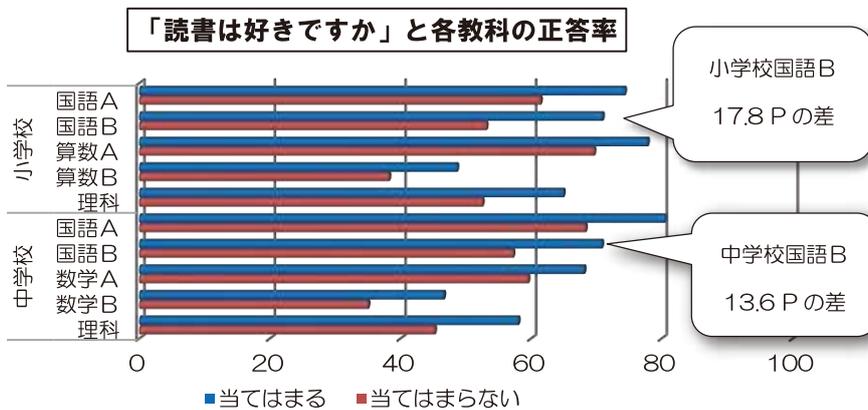
佐倉市の児童生徒は「読書が好き」（「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙より）

「読書は好きですか」（％）

学 校	小学校			中学校		
	佐倉市	千葉県	全国	佐倉市	千葉県	全国
当てはまる・どちらかといえば当てはまる	77.0	72.5	72.8	76.9	72.9	67.9
どちらかといえば当てはまらない・当てはまらない	23.0	27.5	27.2	23.1	27.1	32.1

全国や県と比べ、佐倉市は読書が好きで児童生徒が多いといえます。これは、市内全校で一斉読書に取り組んでいる一つの成果といえます。

「読書が好き」と答えた児童生徒の平均正答率が高い（「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙より）



左のグラフは「読書は好きですか」という質問と各教科の平均正答率をクロス集計したグラフです。「当てはまる（読書が好き）」と答えた児童生徒は「当てはまらない」と答えた児童生徒に比べ、平均正答率が大きく上がっていることがわかります。

読書活動の推進に向けて（佐倉市「読書活動推進に関する調査」・「学校図書館の授業活用時数調査及び図書貸出調査」より）

「読書活動推進に関する調査」から、読書活動の推進に向けた市内各校の取組を紹介します。これらを参考にし、児童生徒が本に親しみ読書の幅を広げられるよう読書活動をさらに活発化させるとともに、授業等で学校図書館の積極的な利活用を図っていただきたいと思います。

学校・学級で

- 読書の記録・表彰（読書カードなど）
- 授業で作成したものを図書室に展示
- 図書に関する集会・行事
- 読書コーナーの設置
- ブックトーク（授業と関連付けて）
- 公共図書館の利用

委員会活動を活用して

- 読み聞かせ
- 図書だよりの作成・発行
- ポスターやPOPの作製・掲示
- 図書ビンゴ
- 図書リスト作成・掲示
- しおり作成・しおりコンテスト

学校図書館司書と連携して

- 読み聞かせ
- ブックトーク
- 授業支援（児童生徒・教師への資料活用や読書活動のアドバイス）
- 図書のリストの作成
- 図書だよりの作成・発行

ボランティアを活用して

- 読み聞かせ・ブックトーク
- 図書紹介コーナーの設置
- 図書室の環境整備
- 授業支援

障害者差別解消法が施行されます(平成28年4月1日)

—障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律—

この法律は、障害があってもなくても、誰もが分け隔てなく、お互いを尊重して暮らし、勉強し、働くことができるように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目的として平成25年6月26日に公布されました。

現在、文部科学省では、法律の施行を前に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、対応指針について検討しています。

今回は、この法律の施行に伴い、学校で留意すべき内容についてご紹介します。

法律によって禁止されること

1 障害を理由とした不当な差別的取扱いをすること

例1) 身体の障害に見合う施設設備が整わないことを理由に一方的に学校への入学を拒否する。

例2) 障害のために、他の児童と同様の活動が難しいことを理由に一方的に学校行事への参加を断った。

2 障害のある子どもが他の子どもと平等に教育が受けられるようにするために必要な「合理的配慮」を行わないこと

例1) 自閉症のある子どもが見通しを持てるように朝の会で一日の予定を話してほしいと申し出たが、その内容を取り入れない。

例2) 視覚障害の子どもが入学するにあたり、職員で研修をしてほしいと申し出たが、断られた。

合理的配慮の確認

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための

- ① 必要かつ適当な**変更及び調整**であって、
- ② **特定の場合**において必要とされるものであり、
- ③ かつ、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**をいう。

※文部科学省作成 インクルーシブ教育システム構築モデル事業担当者説明会資料より

教育センターが考える学校教育で留意すべきこと

※文部科学省からの対応指針が出ていないため今回は教育センターが考えた内容としました。

1 配慮の内容について保護者及び本人との合意形成

保護者や本人から合理的配慮の申し出を受けた際に、その要望全てに対応できるとは限りません。まずは申し出の内容を十分に受け止め、現状で可能な方法や、子どもにとって効果的な方法について、学校と保護者、あるいは教育委員会で十分な話し合いを行い、お互いの合意形成を図ることが大切になります。

2 子どもの困難さに対する正しい理解

個々の子どもの困難さは、目に見えてわかるものもあれば、目に見えないものもあります。教職員は、研修や専門家の活用などにより、子ども一人一人の教育的ニーズへの正しい認識をもつことが大切になります。

3 多様な学びの場の確保

インクルーシブ教育システムでは「それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」が重要な視点とされています。今現在の子どもの力に最も適切な指導の場と手立てについて校内の関係職員と保護者が同じ目線で考えていくことが大切になります。